「　　」における受動喫煙を防止するための措置について

法人又は店舗名

今回「　　」に設置する　　は、以下のとおり、大阪府受動喫煙防止対策補助金募集要項の３の（１）に定める要件を満たすよう設計されたものであることを申し出ます。

１．　　における開口部について

今回設置する　　において、建物内の他の場所との間に気流が生じる開口部は以下　　である。

（１）出入口

（２）ガラリ

２．開口部において風速 0.2（m/s）を満たすための時間当たりの必要換気量

※　通常は出入口のドアを閉じた状態とし、　　の入退室時のみドアの開閉を行うことを予定している。

（１）開口部の面積

①　出入口

②　ガラリ

（２）必要換気量（出入口のドアを開けた状態を想定して計算）

３．**喫煙専用室**内の換気方法について

　　を　　に設置し、　　内の空気を屋外に排気する。

上記　　による処理風量は、　　（m^3/h）となる。

以上より、

換気装置による処理風量　　（m^3/h）　＞　必要換気量　　（m^3/h）

となり、　　を設置する場合の要件を満たすこととなる。